

**現場代理人、主任技術者・監理技術者及び営業所の営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。以下同じ。）の適正な配置について（令和7年6月1日）**

1 現場代理人について

(1) 現場代理人に必要な資格及び雇用関係

現場代理人として必要な法的資格はありませんが、その会社の従業員または役員であることとなっています。

(2) 現場代理人の配置

契約約款第10条第3項及び第6項により、現場代理人、主任技術者又は監理技術者・監理技術者補佐及び専門技術者はこれを兼ねることができますが、現場代理人は現場常駐が義務づけられています。

また、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」第2条第2号により営業所の営業所技術者等との兼務はできません。

(3) 現場代理人の兼務

現場代理人は現場常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人または主任技術者となることはできません。

特別な場合とは、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」第4条に定めており、次の①の要件のいずれかを満たすとともに、②の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人、主任技術者又は監理技術者を兼務できるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

① 個別要件

ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は直線距離50m以内の近接した場所で施工する場合（監理技術者の場合は適用しない。）

この場合、現場代理人の兼務については、複数の工事契約を1件の契約とみなす。

イ 建設業法施行令（以下「令」という。）第27条第2項で主任技術者の兼任が認められる工事契約である場合

ウ 監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号。以下「運用マニュアル」という。）における「三 監理技術者等の工事現場における専任（2）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合

エ 以下の要件をいずれも満たす場合

（ア）兼務する工事契約が3件以内であること。

（イ）それぞれの請負代金の額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。

② 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも周南市内であること。

イ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制（携帯電話や連絡責任者の配置等）を確保できる

こと。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。

## 2 主任技術者及び監理技術者について

### (1) 専任の主任技術者又は監理技術者の設置

建設業法（以下「法」という。）第26条第3項により、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事については9,000万円）以上となる場合は、設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（法第26条第3項ただし書（以下「専任特例」という。）を除く。）

### (2) 主任技術者の配置の特例

専任が必要な工事のうち、以下のいずれかに掲げる要件を満たす場合兼務を可能とします。

- ① 法第26条第3項第1号（以下「専任特例1号」という。）により、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合。
  - ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
  - イ 兼務できる工事現場は、2を超えないこと。
  - ウ 工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動距離が概ね2時間以内であること。
  - エ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
  - オ 主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
  - カ 施工体制を確認する情報通信技術の措置を講じていること。
  - キ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等を講じていること。
  - ク 現場状況の確認のための情報通信機器の設置されていること。

※運用マニュアル 三（2）①を参照

- ② 令第27条第2項により、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。
  - ア 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合
  - イ アの場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。また、工事1件の請負金額が、専任の主任技術者を配置する必要のない工事を同一の主任技術者が管理する場合は3件までとします。

ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約及び周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領第7条に該当する広範囲に発生した公共施設

等災害復旧工事の場合を除きます。

### (3) 監理技術者の配置の特例

専任が必要な工事のうち、以下のいずれかに掲げる要件を満たす場合兼務を可能とします。

- ① 法第26条第3項第1号（以下「専任特例1号」という。）により、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合。
  - ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること。
  - イ 兼務できる工事現場は、2を超えないこと。
  - ウ 工事現場間の距離が、1日で巡回可能かつ移動距離が概ね2時間以内であること。
  - エ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。
  - オ 監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置
  - カ 施工体制を確認する情報通信技術の措置を講じていること。
  - キ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等を講じていること。
  - ク 現場状況の確認のための情報通信機器の設置されていること。

※運用マニュアル 三（2）①を参照

- ② 法第26条第3項第2号（以下「専任特例2号」という。）により、監理技術者を置く場合には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければなりません。（専任特例2号で監理技術者が兼務できる工事現場数は2つです。）

受注者は、市発注工事において専任特例2号により、監理技術者を配置する場合は、以下のすべてに該当するものでなければなりません。しかし、低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者として請負契約を締結する場合の監理技術者は専任となります。

- ア 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- イ 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること。
- ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 同一の監理技術者を配置できる工事の数は同時に2件までであること。
- オ 監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね10キロメートル以内であること。
- カ 監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること。
- キ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

※運用マニュアル 三（2）②を参照

## 3 営業所技術者等について

### (1) 営業所技術者等の配置

建設業法第7条第2号又は第15条第2号において、建設業者は営業所ごとに、営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）を専任の者として置くこととされており、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場所と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職

務に従事することをいう。以下同じ。)を行う場所を含む。)して専らその職務に従事することが求められている。

(2) 営業所技術者等の兼務

運用マニュアルの二一(5)②において、以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合との併用はできない。また、①～③の併用はできない。

① 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事(法第26条の5)以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負締結が締結された建設工事であること。

イ 兼ねる工事現場の数が1以下であること。

ウ 運用マニュアルの三 監理技術者等の工事現場における専任(2)①1)～7)を満たしていること。なお、三(2)①2)について、「当該工事現場と他の工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三(2)①6)ロについては、所属する営業所の名称を加え、三(2)①6)ニ(イ)については、当該工事現場に係る契約を締結した営業所の名称を加える等が必要なため留意が必要である。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

② 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(営業所と工事現場が近接している場合)(平成15年4月21日付国総建第18号)。

以下の全てを満たすことが必要。

ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接<sup>\*</sup>していること。

※ 近接とは、当該営業所と工事現場が周南市内及び周南市に隣接する市町の場合

ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。

エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

③ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事(②の場合以外)①の要件を全て満たすこと(運用マニュアルの三(2)①1)は除く)。

## 現場代理人の兼務に関する取扱いについて

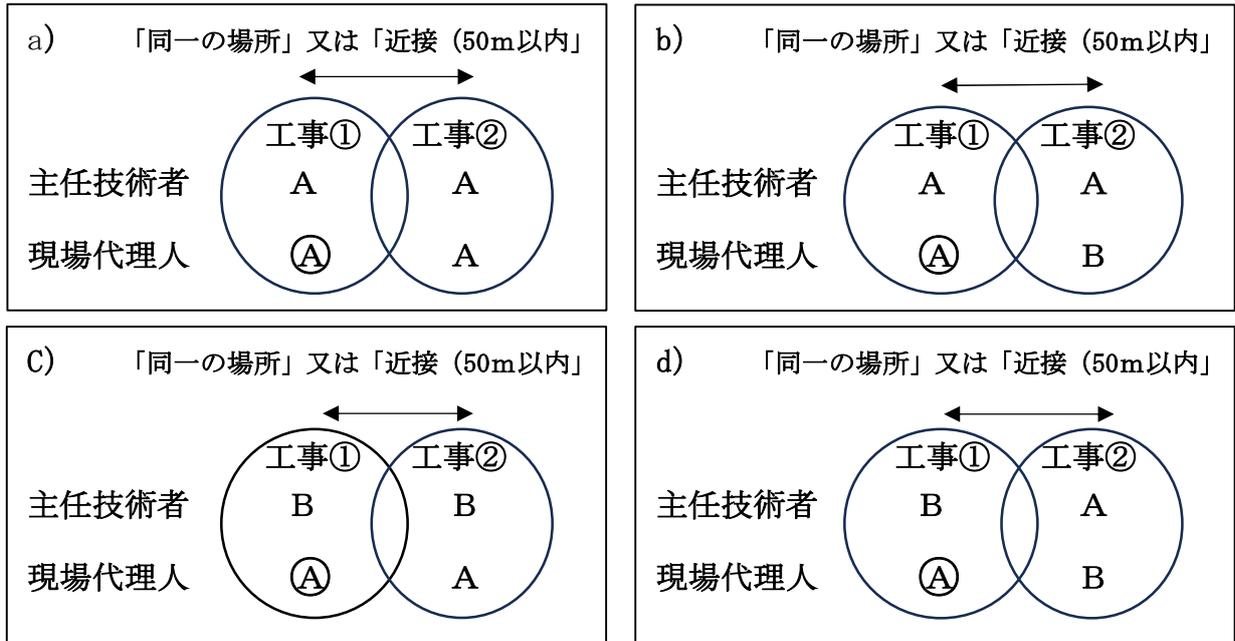
周南市が発注する工事の現場代理人については、現場常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人または主任技術者になることはできません。

特別な場合とは、「周南市建設工事に係る現場代理人取扱要領」第4条において、次の(1)の要件のいずれかを満たすとともに、(2)の要件の全てを満たす場合は、現場代理人は他の工事契約の現場代理人又は主任技術者を兼務できる対象工事を定めています。

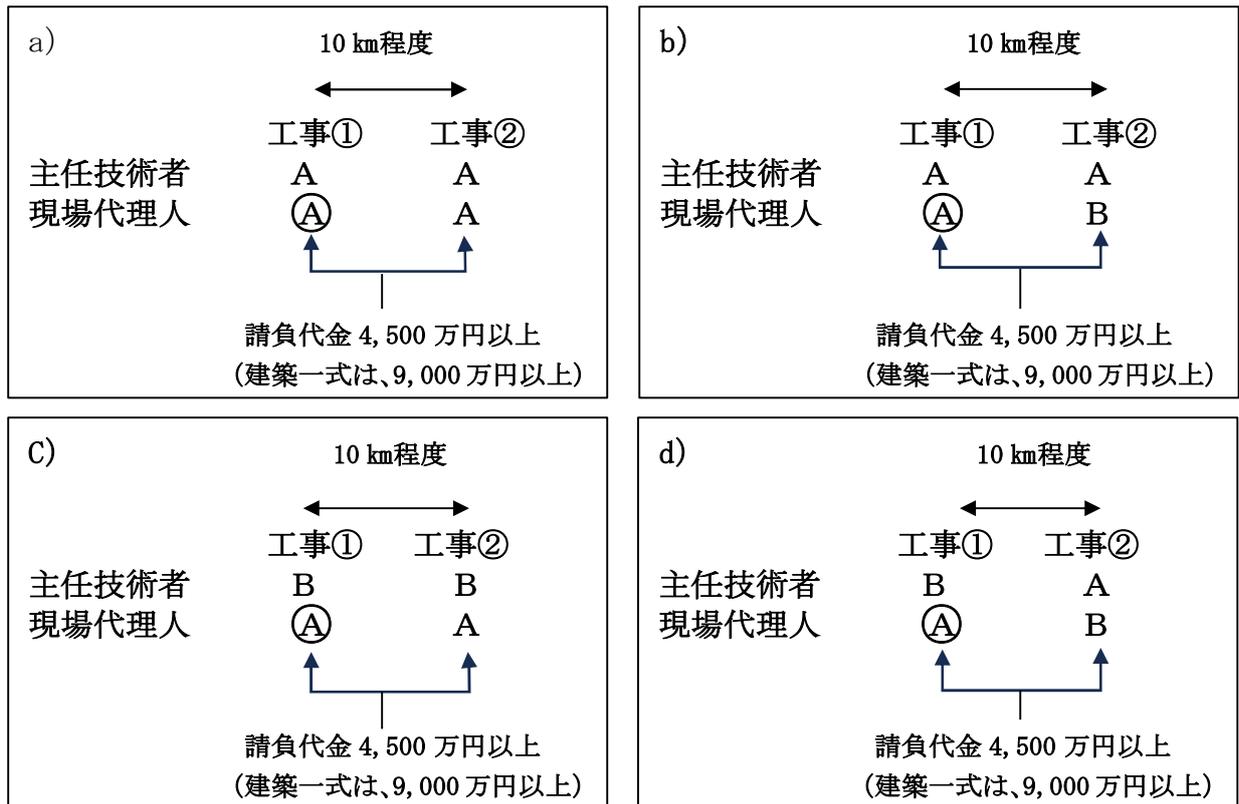
以下、兼務できる要件を下図により示しますのでご参照ください。

(1) 個別要件 ※現場代理人 ① の兼務できる要件を示しています。

### ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合



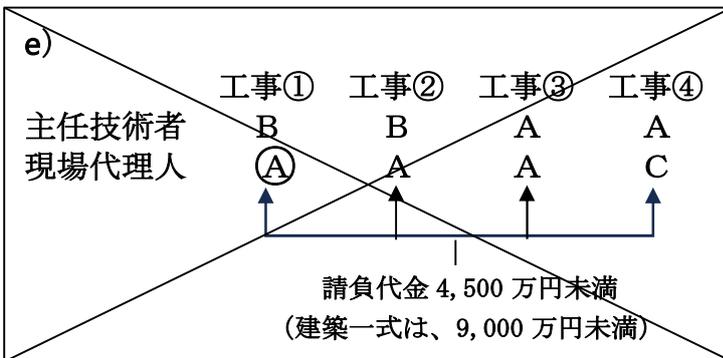
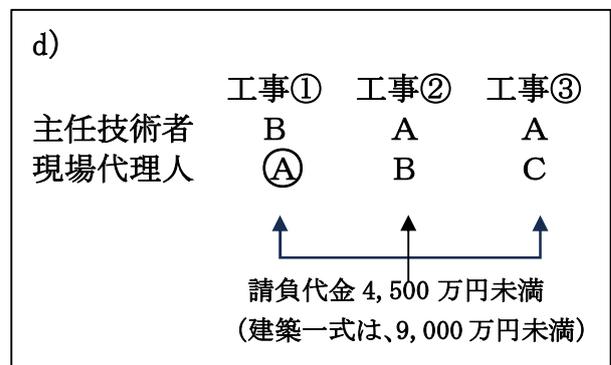
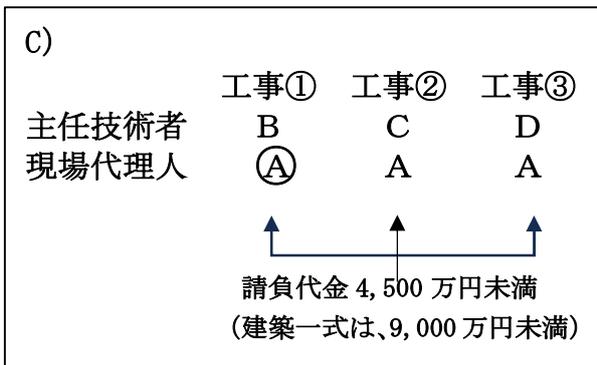
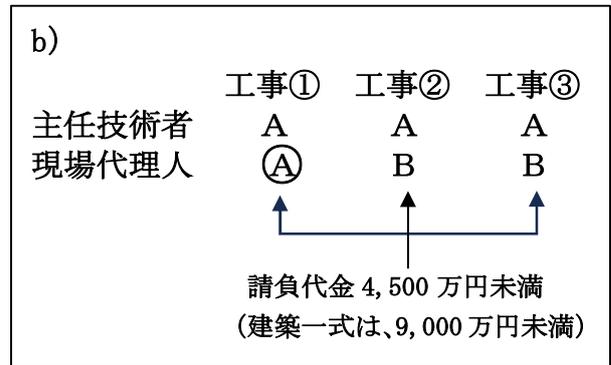
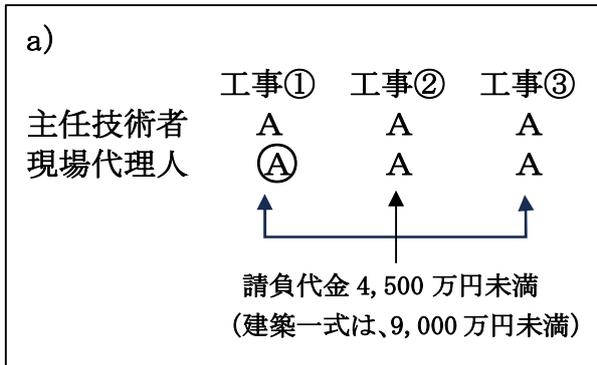
### イ 建設業法施行令第27条第2項で専任の主任技術者の兼務が認められた工事契約である場合



ウ 以下の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。

(イ) それぞれの請負代金が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）未満であること。



兼務する工事の件数が  
4件以上となる場合は  
認められない。

※広範囲に発生した公共施設等  
災害復旧工事が発生した場合に  
おける現場代理人の兼任の取扱  
いについては別に定める。

## (2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも周南市内であること。

イ 兼務する工事契約が異なる発注機関である場合は、他の発注機関が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制(携帯電話や連絡責任者の配置等)を確保できること。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ 特記仕様書に現場代理人の兼務を認めない旨の記載がないこと。